

●公費助成についての国の方針 ・ ・ ・ 赤い傍線部分にご注目ください。

退職手当共済制度公費助成見直し案（2015年）より

社会福祉法等の一部を改正する法律案による社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し(案)について																		
<p>○ 社会福祉法等の一部を改正する法律案においては、退職手当共済制度の見直しとして以下の内容を盛り込んでいるところ。</p> <p>① 支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直す。</p> <p>② 被共済職員が退職した日から再び被共済職員になった場合、前後の共済加入期間を合算できる期間を「2年以内」から「3年以内」に拡充。</p> <p>③ 障害者総合支援法等に関する施設・事業（児童福祉法に基づく障害児を対象とする施設・事業を含む。）について、他の事業主体とのイコールフティングの観点から、<u>公費助成を廃止</u>（既加入者に対する公費助成は維持）。</p>																		
① 給付水準の見直し	③ 公費助成の見直し																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>前回改正 (H18.4.1施行)</th> <th>今回の見直し(案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付水準</td> <td>1割引下げ</td> <td>長期継続に配慮するなどの見直し</td> </tr> <tr> <td>共済加入期間の合算</td> <td>退職した日から起算して2年以内</td> <td>出産、育児、介護等の事由により退職した職員が、復職しやすい環境を整えるため、3年以内に拡大</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(国1 / 3、都道府県1 / 3) 公費助成</td> <td>介護</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>障害</td> <td>公費助成の取扱いは、将来の検討課題 ・社会福祉法人がサービスの中核的な担い手となっている現状 ・障害者関連施策など制度自体の枠組みを検討中</td> </tr> <tr> <td>保育</td> <td>公費助成の取扱いは、平成29年度までに検討し、結論 ・子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行 ・平成29年度を目標年度にする待機児童解消加速化プランが進行中</td> </tr> </tbody> </table>			前回改正 (H18.4.1施行)	今回の見直し(案)	給付水準	1割引下げ	長期継続に配慮するなどの見直し	共済加入期間の合算	退職した日から起算して2年以内	出産、育児、介護等の事由により退職した職員が、復職しやすい環境を整えるため、3年以内に拡大	(国1 / 3、都道府県1 / 3) 公費助成	介護	廃止	障害	公費助成の取扱いは、将来の検討課題 ・社会福祉法人がサービスの中核的な担い手となっている現状 ・障害者関連施策など制度自体の枠組みを検討中	保育	公費助成の取扱いは、平成29年度までに検討し、結論 ・子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行 ・平成29年度を目標年度にする待機児童解消加速化プランが進行中
	前回改正 (H18.4.1施行)	今回の見直し(案)																
給付水準	1割引下げ	長期継続に配慮するなどの見直し																
共済加入期間の合算	退職した日から起算して2年以内	出産、育児、介護等の事由により退職した職員が、復職しやすい環境を整えるため、3年以内に拡大																
(国1 / 3、都道府県1 / 3) 公費助成	介護	廃止																
	障害	公費助成の取扱いは、将来の検討課題 ・社会福祉法人がサービスの中核的な担い手となっている現状 ・障害者関連施策など制度自体の枠組みを検討中																
	保育	公費助成の取扱いは、平成29年度までに検討し、結論 ・子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行 ・平成29年度を目標年度にする待機児童解消加速化プランが進行中																
② 共済加入期間の合算制度の充実																		

子育て安心プラン（2017年6月）より

6つの支援パッケージ

<p>1 保育の受け皿の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 新 ○都市部における高騰した保育園の賃借料への補助 新 ○大規模マンションでの保育園の設置促進 新 ○固定資産税減免の普及 新 ○幼稚園における2歳児の受け入れや預かり保育の推進 新 ○企業主導型保育事業の地域枠拡充など 新 ○国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用 新 ○家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保 新 ○市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表 新 ○保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表 新 ○広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進 新 ○「地域連携コーディネーター」の活用促進 など 	<p>3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 新 ○「保育コンシェルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大 新 ○待機児童数調査の適正化 新 ○妊娠中からの保育園等への入園申込みの明確化
<p>2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」</p> <ul style="list-style-type: none"> 新 ○処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築 新 ○保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充 ○保育士の子どもの預かり支援の推進 新 ○保育士の業務負担軽減のための支援 新 ○市区町村における保育人材確保対策への支援 新 ○保育士の就職に向けた働きかけ 新 ○保育人材確保の取組の「見える化」 新 ○福祉系国家資格有資格者への保育士養成課程・試験科目の一部免除 新 ○保育士の退職手当共済制度の継続の検討 など 	<p>4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」</p> <ul style="list-style-type: none"> 新 ○認可外保育施設の認可保育園等への移行促進 ○保育士配置基準の維持及び向上 新 ○新たな保育所保育指針の施行 新 ○認可外保育施設における事故報告の義務化 新 ○認可外保育施設についての情報の公表 新 ○保育園等の事故防止の取組強化 新 ○認可外保育施設等の届出に係るICT化の推進 新 ○災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大
	<p>5 持続可能な保育制度の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育実施に必要な安定財源の確保
	<p>6 保育と連携した「働き方改革」</p> <ul style="list-style-type: none"> 新 ○保育園に入れない場合の育児休業期間の延長 ○男性による育児の促進 新 ○ニーズを踏まえた両立支援制度の確立

1

新 保育士の退職手当共済制度の継続の検討

社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、待機児童解消に向け、更なる保育の受け皿及び人材の確保が求められていることも踏まえ、保育園に対する公費助成の継続について検討する。